

上下水道事業検討委員会（第6回会議）
日時：令和元年7月26日（金）9：30～11：00
場所：宇部市上下水道局 第二会議室
委員：出席者11名、欠席者1名

事務局：第6回会議を始めさせていただきます。それでは事務連絡をさせていただきます。まず、本日の出席状況ですけれども1名ご都合により欠席ということでございますので、11名の出席という形になります。それと資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしております上下水道事業検討委員会（第6回会議）の資料。それと上下水道局からのお知らせ。それが2月・3月発行と8・9月発行の2種類。それと本日お手元にお配りしました、A4横長の資料とA3縦長の資料。なお、この2枚につきましては、まだ精査中でございますので、本日の会議が終わりましたら回収をさせていただきますので宜しくお願いいたします。不足がございましたらお申し出ください。宜しいですか。それでは議事に入ります前に、事務局の方から皆さんに一言ご挨拶をさせていただきます。

事務局：それでは一言ご挨拶させていただきます。本日はお忙しい中、また暑い中、検討委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。先程ご紹介がありましたように、今回から2名、新しく委員さんを迎えまして、引き続き下水道整備の在り方というものを議論していただくようになります。現在、第5回を10月に開催しまして、東部・西部処理区につきましては当委員会から提言書をいただいたというところでございます。少し時間が空きましたけど、その提言書に基づきまして、浄化槽の問題などを関係部署と協議をする時間をいただきました。それから、今回は阿知須処理区ということで、今までお話しさせていただいた東部・西部と少し歴史観というものが違うということで、一旦頭の中をリセットするという意味でお時間をいただき、本日の開催になりました。本日は限られた時間ではありますが、皆さんの忌憚のない意見を期待しておりますので、引き続き宜しくお願いします。

事務局：それでは2の議事に入らせていただきます。この議事の進行につきましては座長の方で進めていただきたいと思いますので宜しくお願いします。

座長：おはようございます。2名、新しくメンバーに入ってくださいありがとうございます。これまで、ここにありますように5回まで議論してきました、この上下水道、特に下水道の方の施設整備に関してプロがいっぱいいますが、我々がそこまでプロかと言われるとプロではないところもあるので、プロではない意見もしっかり入れることでいい下水道整備、宇部市にとって1番いい下水道整備を進めるということに対する意見も交換しながら議論してきていると思っております。先程ありましたように、東部・西部の処理区をどうするのかということに関しましては、第5回までの委員会で、ある程度のコンセンサスができた段階で、委員会の提言という形をまとめさせていただきました。これからは阿知須処理区の方の問題もあるので、第6回から議論させていただきたいということで、今日はお願ひいただいております。先程事務局からも話がありましたが忌憚のないというのは、専門家がいらっしゃいますが、色んな意見を言っていくことが重要になりますので、本日はどうぞ宜しくお願いします。議題はここにありますように3つあります。まず第5回までの会議でまとめました、東部・西部処理区の提言に関しての中身と、実際どうアクションがあったのかを最初に説明していただこうと思っておりますので、それから進めて宜しいでしょうか。それでは宜しくお願いします。

事務局：それではご説明させていただきます。前方のパワーポイントもしくはお配りした第6回会議、こちらの資料を見ていただければと思います。本日の次第ですが、まず1点目が東部・西部処理区の提言内容。こちらは、その後の報告という形になっています。議事といたしましては、2, 3, 4ということで阿知須処理区の概要、見直し方針の整理、まとめ、という形で説明させていただきます。

それでは、まず1点目の東部・西部処理区の提言内容ということで、昨年の10月にいただきました提言、大きく3つございます。1点目が下水道事業計画区域の見直し。2点目

が公共下水道と合併処理浄化槽の差額の軽減策〔初期費用〕。3点目が公共下水道と合併処理浄化槽の差額の軽減策〔維持管理費用〕という形の3点をいただいております。

まず提言の1ですが、下水道事業計画区域の見直しにつきましては、家屋の密度や合併浄化槽の普及状況など地域の実情に応じて、公共下水道（集合処理）区域を見直し、合併処理浄化槽（個別処理）への転換を検討すべきと。ただし、特に対象地域については対話を通じた丁寧な対応に努めていただきたい、という提言をいただいております。これにつきましては、素案が出来次第、地元説明会をこの10月頃までを目処に開催していきたいということで進めております。

次に5ページです。提言の2、公共下水道と合併処理浄化槽の差額の軽減策〔初期費用〕。こちらについては、合併処理浄化槽（個別処理）となった区域については、公共下水道と合併処理浄化槽の差額のうち初期費用について、浄化槽設置補助金の上乗せを検討すべき。なお、上乗せ補助については全体計画区域内と事業計画区域内で差別化を図る「二段階の上乗せ補助」を検討すべきである、という提言をいただいております。こちらについては、上下水道局独自で判断できないものなので、市長部局と協議して上乗せ補助の率を決定しております。まず全体計画区域、事業計画区域という言葉が出ますので、簡単に以前の東部・西部でご説明いたしますと、前方のスクリーンの図面で全体計画区域といいますのが、この赤で囲まれた区域です。これが全体計画区域ということで、将来的には下水道をやりたいというような構想段階の区域です。もう1つは事業計画区域がその内側にございます、この青色の線です。こちらは国の認可を受けて下水道を整備する、という形で進めている区域です。5ページの資料に書いてある全体計画区域内の未水洗化家屋、上乗せ補助を5割しますという区域は青の線より外、赤い線より内側の区域、この間です。ここが従来の定額補助に対して上乗せ補助を5割するという区域となります。同じく資料5ページの事業計画区域内の家屋といいますのは、この青の中の区域で且つ、この度下水道を見直してやめるといふ区域なので、現在の案でいきますと、この黄色で塗った箇所が上乗

せ補助を9割ということで、従来の定額補助に対して更なる上乘せをしていくという形で、今後地元の方に説明していきたいと思っております。なお、この補助額については5人槽の場合ということで、資料は記載させていただいておりますので、ご了承いただければと思います。

それでは本編の方に戻りまして、1ページ捲っていただいて6ページです。公共下水道と合併浄化槽の差額の軽減策〔維持管理費用〕というところですが、先程の初期費用に対して維持管理費用については、合併処理浄化槽の維持管理費用の低減に向けて、国を始めとする関係機関へ住宅用の合併浄化槽のダウンサイジング（規格の小型化）などの要望を、今後も継続して行うべきである、という提言を受けております。その後、市の方でも浄化槽メーカー及び浄化槽資格を許可する協会などに聞いたところ、実際に小型化というのは平成22年頃から普及し始めて、近年の実績では100%達成しているという状況が、その後の調査で分かりました。資料はお付けしていませんが、前方のスクリーンを見てください。現在普及しているのがモアコンパクトと言いまして、従来の浄化槽の大きさを1とした場合、容量比0.5ということで、50%の大きさのものが平成22年から随時普及して、今では5人槽では概ね100%普及しています。この背景には、単独浄化槽が合併処理浄化槽の大きさに比べて半分だった。この単独浄化槽の転換を促すために、メーカー等が企業努力で大きさが同じになるような形で、水質が確保できるように開発を進めた、というのが実情のようです。ただし、従来の検討委員会でも実際の世帯内人数が2人から3人なので、5人槽を3人槽にしたら維持管理が下がるのではないかとということで、単語として3人槽へのダウンサイジングという言葉が出ておりました。しかし、3人槽という言い方をするのは、かなりハードルが高いと。これは建築基準法及びJISの中で5人槽が最低ということで定められており、この改正はすごくハードルが高い。そのため、各種法の関係があるので名称は5人槽と言っていますが、実質的には3人槽ぐらいの処理能力しかない浄化槽（モアコンパクト型）を開発してきた。これ以上の小型化はメーカーとし

ても企業努力のレベルを超えているということで、これ以上のダウンサイジングは難しい、というようなことが10月の提言以降、色々調査や聞き取りをした結果として分かった内容となっています。本編に戻りますと、モアコンパクト型の浄化槽が普及していますので、1番の小型化については対応済みと。そうすると維持管理費用をどうやって下げるかということになり、今までも話しておりますが、最終的には維持管理事業者などと継続的に協議をして、維持管理費用が低減できるように市としても引き続き協議していきたい、という形で考えております。ということで提言1, 2, 3は10月からの状況報告とさせていただきます。一旦ここで説明を終わらせていただきます。

座長：ここまでにRegardingご質問、ご意見ございますか。今回いただいた上下水道局からのお知らせを2枚いただいて、これは平成31年の2・3月に各家に配られたものですか。

事務局：はい、水道の検針時に検針伝票と合わせて各戸にお配りした資料となっております。

座長：上下水道局からのお知らせの8月・9月はまだ配られてないのですか。

事務局：今から、8月・9月の検針時にお配りします。

座長：個人的に見た覚えがない。皆さん見られましたか？3分の2は無いです。

委員：料金票と両方入っているのですか。

事務局：検針伝票と合わせて各戸にポストに投函しています。

委員：中身を正確には読んでいませんが、これが検針時には入っていました。

座長：入っていましたか。6対1ぐらいですね。それぐらいの広報率かもしれない、ということ。配っているからご存知ですねと言うのはなかなか難しいのかなど。委員さんどうですか。

委員：うちのものが先に取って私に見せなかったのかもしれませんが。

座長：そういう状況であるということ。頭の隅において、もしかしたら全く情報のないところいきなりこういう話をする、逆に1つ思ったのは2月・3月にこういうのが配られ

て住民の皆様から問い合わせがあったのかなと。

事務局：そうですね。この2月・3月時に配ったときには検針が終わって1ヵ月ぐらいは毎日1件以上、多いときには5件ぐらいの問い合わせがありました。全戸にお配りしたので下水道が整備された方からも、うちの下水道が撤去されるのかとか、そういう問い合わせもあったので、頻繁に問い合わせはありました。

座長：そういう問い合わせがあったから皆見ているだろうというのは、僕は関係者なのでいつ来るのかなと思っていた割には初めて見る。そういう状況だということはご了解ください、というのが1点です。提言2に関する説明も併せて、この上乘せ部分の意味をしっかりと説明をされた方が。これがどれだけ優遇しているのかというのを説明されないと、なかなか思った通りにいかないと思いますから。これはかなり議論されたと聞きましたので、是非説明頂きたいと思います。

委員：これは次の8・9月も全戸配布ですか。

委員：次の8・9月も全戸配布です。

委員：議会の委員会が出たのは座長がおっしゃったように、極めて宇部市としては清水の舞台から飛び降りるぐらいの覚悟で9割補助とか、5割上乘せということを考えて話し合ったように、市としては十分配慮しているという、そういうことをお伝えするには、今回の8・9月発行の「下水道事業計画を見直し、下水道から合併浄化槽に転換へ」という中で、言葉として5割とか9割とか使いますが、これは何に対して5割や9割なのかというのが、これでは掴めない。これは第1弾ということで執行部からは聞いていますが、次に第2弾、第3弾というチラシの中では、もう少し住民の方が見て理解ができるように、金額としてもどれぐらいなのかということが具体的に掴めるように、チラシとして広報・周知した方がいいのではないか、という指摘もございましたのでご報告をさせていただきます。

委員：是非説明をしていただいでスムーズに、考えていることが住民の皆さんに理解して

いただけるように言っていただければ、この委員会にとってもいいことかなと思います。

何かご質問はありますか。

委員：地元説明等は素案が出来てからでしょうが、このチラシも伝わっていない人もいるので。環境の方の話ですが、宇部の火力発電所を建てる計画があった時に、住民の人も委員会に参加していましたが、そんな情報を聞いたことがないというのが結構だと、新聞報道で知りましたみたいなことがあると、見せていたと言っても知らなかった、届いていなかったというのは1番トラブルの元になりますので、しつこくやった方が僕は良いと思います。自治会のチラシという方法もあるでしょうし、〇〇校区だよりなど、それぞれの地域に出しているものも見率が高いので。どちらかという、こういう情報が多すぎるチラシだと返って見ないかもしれないので、別の複数の手段で何度もしつこくやっていった方が僕はいいと思います。

座長：ありがとうございます。他に何か宜しいでしょうか。こういう意見が出ていますので、是非これから地元に説明に行かれる時に、これらのことを踏まえて説明を丁寧にしてください。では次の問題点を。本日のメイン、阿知須処理区の概要について説明をお願いします。

事務局：それでは資料の7ページ。本日の議事でございます、阿知須処理区の概要ということで2点ご説明させていただきます。まず1点目が阿知須処理区の整備状況。2点目が事業計画区域の変遷ということで、昨年いただきました、提言の東部・西部処理区と違うという観点からご説明したいと思います。

それでは1ページ捲っていただきまして8ページ、まず阿知須処理区の概要でございます。図面をお付けしておりますが、先程の東部・西部と同じようにこの赤色で囲まれた区域が全体計画区域。同じく青色で囲まれた区域が事業計画区域。薄くグレーで塗られた区域が現在整備済みの区域という形になっております。右側に汚水処理人口普及率を記載させていただいておりますが、宇部市全体では現在91.4%、公共下水道が77.2%、合併

浄化槽が13.4%、農業集落排水が0.9%という形になっています。東部・西部地区につきましては、今言いました3つの汚水処理手法で94.0%に対し、阿知須地区につきましては現在75.1%。公共下水道が41.7%に対し、合併浄化槽が33.4%ということで、上段の東部・西部地区と比べていただいで分かるように、合併浄化槽で概成しているような状況となっております。

次は9ページです。阿知須処理区の事業計画区域の変遷ということで、東部・西部処理区との違いという観点からご説明させていただきます。まず阿知須処理区ですが、平成元年に阿知須町単独で事業計画を取得し事業着手しております。その後、平成3年に宇部・阿知須公共下水道組合を設立して、平成7年に阿知須浄化センター、処理場の方を供用開始しております。その後、平成8年に日の山、吉田等の宇部地区の事業計画を取得し、平成9年から宇部地域の管渠工事に着手しているという状況になっています。その後、徐々に区域を拡大していますが、5年から7年程度で適時区域を拡大し、現在に至っている状況です。二点ありますが、一点目は、阿知須処理区の宇部地域については、平成9年より事業着手ということで事業着手から22年。それに対して、東部・西部処理区は昭和23年からということで70年近く経過している。ここが東部・西部との大きな違い。二点目は、阿知須処理区の事業計画区域は、国の指導である概ね5年から7年程度の事業施行期間で整備が可能である内容や区域について策定している。この5年から7年で区域を策定するかしないかで大きく違うのは、事業計画区域外は浄化槽の補助金が出る。事業計画区域内は浄化槽の補助金はない。ということで、適時整備ができる範囲の区域拡大をすることによって、汚水処理の転換を望まれる方が、速やかに浄化槽へ転換が可能となることから、阿知須処理区が75%のうち半数が浄化槽で普及をしている、ということになっています。それに対して、東部・西部処理区の現在の事業計画区域はいつ策定されたかということ、昭和59年ということで30年経っても未だ事業計画区域内は完了せず、今後整備するのも30年かかるというのが大きな違いです。資料には記載してはいますが、前方スクリーンの

右側に小さい字で書いていますが、なぜ東部・西部処理区が昭和59年に事業計画を取得しなければならなかったのか、というのを書いています。当時、厚南地区や宇部駅前など浸水が常襲していて、浸水対策をやるというのが急務でございました。そのため昭和59年に事業計画を取得しましたが、昭和59年当時の下水道法では汚水処理区域と雨水排除区域を一緒に取得しないといけないと、下水道法で定められていました。そのため、汚水も雨水も厚南地区を大きく拡大せざるを得なかった。昭和60年から雨水整備は実施していましたが、汚水については下流である処理場から整備しなければならないため、汚水整備が遅れていったという背景がございます。ちなみに平成27年に法改正がございまして、平成27年以降は雨水だけで事業計画を取得できるように、雨水公共下水道制度というのが創設されています。つまり、東部・西部が遅れた原因、遅れたというよりも、そうせざるを得なかった、雨水整備が急務であった、というのが状況でございます。

それでは資料を1ページ捲って10ページ。このような状況を踏まえて阿知須処理区をどのように見直していくか、ということで見直し方針を整理させていただいております。まず1点目が見直し基準の策定、2点目が見直し検討エリアの状況ということで、現在の阿知須処理区の区域で、日の山、磯地、丸尾原(1)、丸尾原(2)と4つほど代表的な地区を抽出しております。3点目が見直し基準に基づいた見直し区域をご説明させていただきます。

資料を1ページ捲って11ページ。まず見直し基準をどのようにするかというところですが、阿知須処理区については、昨年10月の東部・西部とは見直しの基準を変えていきたいという風に考えています。その理由としては先程ご説明しました2点ございます。まず東部・西部処理区との整備進捗の違い。平成9年から事業着手して20年ということで整備が遅れているということが1点。また、適切な事業計画区域を拡大しているということで、先程の事業計画の変遷を見ていただいたら分かると思いますが、5年から7年の範囲で区域を拡大している、という実情を踏まえて、大きく3つに分けて整理させていた

だいております。まず1点ですが、現在の事業計画区域内は下水道整備を継続する。基本的に下水道整備をやっていきたいという風に考えています。この理由としては、国が示す10年概成の期限である令和8年度まで整備が完了する見込みである。東部・西部についてはまだ残り30年かかるという状況ですが、阿知須処理区については基本的に8年までに完了するというので原則継続していきたい。ただし、2点目です。事業計画区域内でも経費回収年数が100年を超える箇所については見直し、いわゆる区域の縮小を検討する。ちなみに東部・西部は経費回収年数を50年としておりますが、前段の下水道整備を継続という考えのもと、50年の倍の100年を1つの指標として、という風に考えています。3点目は逆のパターンです。全体計画区域内であることは当然なのですが、事業計画区域外でも経費回収年数が50年以内の箇所については、逆に拡大をすると。拡大する理由としては、50年未満で経費を回収できるということは下水道経営に寄与する、つまり、局としてメリットのある箇所は逆に拡大していこう、という風に考えています。この3点の大きな指標を持って見直しをしたいと考えております。

次に1ページ捲っていただきまして、先程の経費回収年数という単語が出ましたが、それをどのようにしていくかというのが12ページの計算式になります。この計算式は、昨年の提言でいただいた東部・西部と全く同じ考えにしています。下水道整備に係る費用を収入である下水道使用料で回収するのに何年かかるか、というような考えにより経費回収年数を出すようにしています。その中で、接続率並びに受益者負担金、使用料、維持管理費用などについても、東部・西部と阿知須処理区は殆ど差異がございませんので、市として統一の係数にしております。従いまして、ページ一番下の特記事項についても、今まで議論していただきました、空き家率、高齢化率等も鹹味しておりませんし、ポンプ場・処理場建設費等も考慮していない状況でございます。この11ページ、12ページを持って見直しの判断をしていきたいという風に考えています。

座長：考え方、見直し基準に関してのところですが宜しいですか。僕、確認したいのです

が、見直し基準の策定（１）で、資料１１ページで分からなかったのは、（１）で現在の事業区域内は下水道整備を継続する、１０年概成の期限である令和８年度までには下水道整備を完了する、ということですが、事業計画区域は令和８年までには全部終わるのですか。終われるような見込みですか。

事務局：今の事業ベースでいくと終わらせることができます。

座長：終わらせられる、だけど２番になるということですか。

事務局：そうですね。

座長：事業はできるが、事業計画区域内でも、投資するものよりも投資に見合うものが少ないものではできればやめたい、というのが２番目という理解でよろしいですか。

事務局：はい、その通りです。

座長：サービスを提供は出来るけど、サービスをすることによって、例えば下水管を引くことによって、下水全体から考えると到底引くメリットがないのではないかというのがあるので、そこは見直したいというのが２番目の案という理解でいいですか。

事務局：はい。

座長：逆に３番目で事業計画には入っていないけど、ここを入れることによって、メリットが出るというのが３番目という理解で宜しいですか。そういう説明ですが宜しいですか。

委員：以前の委員会の中で、局全体の下水道事業の今後の見通しというのはご説明されて、その中で新たに新規で整備していく余力が非常に少ないというご説明があったと思います。それは局全体ということで、確か年間１億円ぐらいという話があったと思いますが、それと今回阿知須処理区についての新規整備、いわゆる事業費の投資可能額というのはどういった計画なのか。１億円の中ということですか。

事務局：１億円は局でやっている事業費を対象としており、この阿知須処理区の実業費というのは、阿知須処理区が今持っている枠をそのまま引き継ぐという形で、別枠で考えています。

委員：だから東部・西部は特に古いので維持管理費というか、更新費が今後非常に延びていくということでしたが、それとは別枠で阿知須処理区は阿知処理区で別々のお財布があって、ということでの理解で宜しいですか。

事務局：はい。そういうことです。

座長：まだ20年しか経っていないのは、割と新しいという理解でいいですか。

委員：その辺が全然違うのでお財布も分けています、ということが議論の前提ということ
で宜しいですか。

事務局：はい。

委員：わかりました、結構です。

座長：阿知須浄化センターは、全体計画区域全部の下水道を入れても処理できるような、
キャパシティーのあるものが作られているのですか。

事務局：処理場等については段階的整備ということで、事業計画の取得にあわせて池を大
きくするので、一気に大きく作るというわけではありません。

座長：では基本的な考え方は分かりましたので、状況を教えてください。

事務局：はい。それでは資料13ページです。実際に阿知須処理区の中で4つほど箇所を
抽出して、先程の経費回収年数を試算した結果を明示させていただきます。実際に数値が
入っていますのが14ページから。まず、日の山地区ということで図面を見ていただきま
して、薄い青が事業計画区域。青の丸ポチは合併浄化槽が入っている家屋。赤の丸ポチが
汲取り、もしくは単独浄化槽の家屋。黄色が見直しを対象としたエリアです。グレーが整
備済み。この黄色に囲まれた区域を実際にどのように整備するかということで整備延長、
面積、家屋、事業費を算出して先程の計算式に入れた結果、ここでは経費回収年数が13
0年という形になっています。この地区でいうと、グレーの整備済み箇所から隣接してい
る家屋がありますが、何故それが取れないのかというと、残りも同じような箇所はありま
すが、資料は付けておりませんので前方のスクリーンを見ていただきまして、先程のグレ

一で囲ったエリアがここです。断面図を見ていただくと、海側に向かって地形が下がっている。写真でもわかるように下水道が入っている道路から下がっているということで、隣接していても道路から低いところに家屋がございますので、この家屋を整備するには下流からポンプアップしてあげないといけないということで、ポンプアップする費用等も全部鹹味して事業費を出した結果、130年ということになっています。平面的にはグレーの整備済み箇所に近いところがございますが、このエリアを取るためにはこのような形で整備しないといけないので、この検討区域を一帯として評価をしているという状況です。今お話しした管渠の延長と単価、ポンプの費用などを鹹味すると1億1,676万円というこのような形で、残りの箇所もその地域の実情に応じて、本当に下水道を整備したら、というところの事業費を算出させていただいております。

座長：1億1,676万で対象とする家屋は何戸ですか。

事務局：41戸です。

座長：41戸に対して1億円を投資します、という話ですよ。それも先程の説明で言うと、すぐ横まで整備が済んでいるので繋がれば良いのでは、と言うけど、そう簡単ではないという説明が事務局の話されたことです。実際、道路が下がっているので、海沿いの家から上の方にある山の麓のところまで下水管が来ているので、下から下水道を汲み上げる施設が要る、その辺の費用が非常にかかるということです。

委員：それだけの経費を投資しても、青ポツの家屋については合併浄化槽になっているわけですよ。そういうところを下水に繋がったときに、合併浄化槽を当時付けた方っていうのは、助成金を受けて付けられたわけですよ、ここの地域は。

事務局：その当時に助成金を受けていたかどうかは、区域の拡大時期と設置年が分からないと一概にはわかりません。そのため、助成を受けられた方もいれば、助成を待たずにつけられた方もおられると思います。

委員：41戸に対して先程言われましたように1億1,676万円も経費を投資して13

0年でペイをするような話は、あまりにも額が大きすぎると思います。

事務局：130年なので先程の基準でいくと、ここは整備しない。

座長：というやり方もできるのではないかと。でも基本的には整備すると言った区域ですよ。

事務局：基本的に整備すると言いましたが、100年を超えるところはやめていこう、というような整理になっております。

座長：そういう議論をしたい、ということですよ。

委員：合併浄化槽をつけたところは今更下水が来ても、繋ごうと思わないのではないですか。そこが気になりました。

事務局：そうですね。前段で話した接続率というところを見ていただくと分かりますが、宇部市内全部で統計を取っても単独・し尿の接続率は近年80%に対して合併処理浄化槽は60%ということで、全然繋いでいないわけではないですが単独・し尿の人と比べたら低いと。使用感が変わらない。あえてお金をかけて接続されるという方は少ない、というのが実情になります。その辺りも鹹味して、先程の経費回収年数も出しているという状況になります。

座長：合併浄化槽を撤去するのでその分のスペースが使えるとか。毎年の点検がいらなくなったとか、そういう細かいところはありますけど。

事務局：そうですね。その辺りになると6割の方がそういうことを考えて転換されますが、4割の方は逆に生活実態と言いますか、今後何年使われるか等、各戸の家庭環境が違いますので。

座長：日の山地区のことで、何かよろしいですか。

委員：私は東岐波なので地理的にすごく分かるのですが、基本的に日の山の道路を挟んで山側が整備されていて、海側の方がまだということですよ。当初、阿知須の公共下水の方から平成22年までには全部完備するということを言われた、ということをお人伝に聞いて

ているのですが、海側は遅くなるということは言われていたのでしょうか。

事務局：先程説明しましたように、事業計画を拡大する上で5年から7年で整備できるという目論見で拡大した経緯がございます。ではありますが、ここの日の山については家屋が点在しており、地形的にも非常に不利である。それよりはもっと同じ費用を投資するにしても、効果の高い箇所を先に整備した方が全体の環境的にもいいのではないかと、ということでは整備を進めたのではないかとと思われます。

座長：言いたいことは分かりますが。

事務局：事業計画の建前のことで、約束というか、そういう内容で組合としては地元の方にご説明したのではないかと思います。

座長：地元にはそういう話をしているということと、地元の皆さんはそれを知っているということですね。そういった所にこういう話を持ち込むという、という理解です。

委員：説得が難しいですね。

座長：その説明をしていかないと。

委員：地元の方からも座長がおっしゃったように、その目の前まで来ている。やると言ったのに何故やらないのか、というような感情的なものが地域的には噴出するのではないですか。理論としては分かるけども、待たされている住民からすると説明が矛盾しているとか、かみ合っていない。そういったことからの不信感というものを市にぶつけられるのではないかと。

座長：不信感を持たれないように説明をすごくしていかないと、一般論としては分かるけど約束と違うという話も出てくるのではないですか。そこは注意をしないといけない。先程事務局がおっしゃったように、実際いろいろ一般論としては難しい。具体的にやろうとすることが難しいことなんだと、説明していかないと難しいのかなと思います。

委員：結局「ではないかと思われまます」ですけど、もともと何を話したかを調べないとまずいなと思います。口約束でも契約は契約というものがありますから、これまでの説明

の経路を踏まえた上で。あと説得されるパターンは、大体見直したら前より良くなったなら受け入れられます。言われたことより悪くなったなら受け入れがたいので、そこら辺は、例えば先程から言っているように使用感が変わらないとか、もっと良くなるとかそういうおまけが付かないとなかなか分かりました、とはならないと思います。そこをいけるのかどうか。過去に言ったことと照らしながら、ということになるろうかと思えます。過去に言ったことはチェックした方がいいと思えます。

事務局：その辺りも十分に留意致しまして、この地区につきましては当然地元説明が必要になりますので、それを踏まえて十分留意して地元の方に対して説明をして参りたいと考えています。

委員：難しいというのはすごく分かりませんが、住んでいらっしゃる方からすると経費回収に100年を超えるからもう整備しないと。だけど経費回収が50年以内のところがあるからそこは拡大をするという形になってしまうと、実際は事業計画区域内に住まわれていた方はいつになるのか、という感じで待たれていると思うので、それがこういう理由で出来ないのか、でも他のところは対象外だけど出来るというのはちょっとどうなのかなと思えます。

事務局：後程、拡大のところでも詳しい事情はご説明を致しますが、公共下水道のような集中処理が適している現場、それともこういう日の山の下にあり家屋が点在して、尚かつ既設の管より下がっているところ、こういう集中処理には馴染まないところにつきましては、きちんとご説明をして我々の思いを分かっていたたく。そのように考えております。あくまでも50年、これで今まで東部・西部処理区をジャッジしてきましたので、同じラインでジャッジをすればこの場所については集中処理、いわゆる従来の手法で処理するのは適当である、同じ土俵ですよということ、オール宇部市で考えておりますということで、ご説明しようかと考えております。

座長：意見は宜しいですか。素直に意見を言っただけければ。これだけ聞かれるので、

説明に行くともっと聞かれるだろうと。では次にいきたいと思います。

事務局：ここから発言させていただいて申し訳ない。今、色々意見をいただいております。座長が最初に言われましたが、5年から7年で整備できる適切なエリアを区切っていったって拡大していったという事実が勿論あります。やると言ったじゃないか、というところからまず入られると思います。ここでも言われましたが100年で切って50年を取る。それも今回、宇部市の汚水処理の考え方は1つの考え方としていかないといけないということがある中で、見直しも今回が多分最後であろうという風に思っています。こんな大きな見直しはですね。その中で取れるところは取っていきこうと、区域内外に関わらず。今の既設の管を引っ張っている中で地形的に難しいというようなことはありますが、なるべく平面的に取れるところは取っていきこうという考えで、柔軟な考え方をまず出して、説明をしていきこうとは思っていますので、非常にこの説明の仕方が役所の都合という話になると、なかなか收拾がつかないこともございますので、ここは色々話し方、今辞めるという風にしましたが辞めるのではなくて縮小を検討しているところで柔軟な発想、考え方で進めていければという風に思います。こういう話し方をしたらいいなど意見をいただければ非常にありがたい、という風に思います。

委員：結局は正直な経緯を説明することだと思いますけど。ただ1番最初の事業計画がどうやって決まったのかというところまで遡って説明しないと、当初は景気が良くて人口も増える、そういう線引きをして決めたと思います。例えばここは開発されるとかという見込みがあったが、現実はそうではなかった。急にこうなりましたではなく、きちっと長い歴史の説明をする必要はあると思います。

座長：いいですか。最初の事業計画のときに、どうしてここまで引いたのですか。最初の事業計画をこっちからこっちだけにしたら良かったのではないかと、ということは気付かないですか。

事務局：非常にその質問は確信をつけています。基本的には、机上により平面的な中で区

域を取っていくというスタンスです。処理場に近いところから整備を始めていって、放射線状にどんどん上流側の方に進めていくのが下水道整備の手法なので、人口が多い所を歯抜けのようにやっていく手法は出来ませんので、どうしても下の方からスタートしていくということで拡大をしてきた中で、その時は当然人口も拡大基調の計画なので人口減少によって計画の見直しをするなんて、というところは想像していなかったというのもありますし、これだけ全部やるという考え方も、金をかけてやるという話し方を表現している当時の計画だと思います。

座長：地区で指定するから線を引かざるを得なかったというのは理解できる。

事務局：そうですね。そういう方向になりますよね。

座長：地区を区切られない、と言われれば理解できる気もします。

事務局：平成22年度までやるという言い方が非常に良くないですが。やるという前提で計画を立てていますので。

委員：助ける意味で言う訳ではないのですが、要するに本管を通したときに通したらこの周りの人は繋いでください、ということと言われると思いますが、ところが繋ぐところと繋がらないところの家庭の事情も各戸にあって、本管は通るけどうちは繋がらない、跡継ぎもいないし、というようなことがあると思います。日の山地域を見させていただいたときに、結構汲み取りの方が現在もいらっしゃいます。そういう方達は本管を通したら繋ぐ方なのか。本管が通っても繋がらないところなのか。そして今、浄化槽を付けていらっしゃる方も繋ぐところと、繋がらないところがあるというお話もありましたが、その辺のところ地域全体で本管を通していただければ繋がります、というのが何割だったら市はやりますが何割以下だったらしないという基準はありませんでしたか。

事務局：過去、浄化槽の整備された団地に下水道をやるかやらないかというところで、浄化槽の説明を今までもしたように使用感は全く一緒なので、下水を整備したら繋がれますかというアンケートを取っていた時期もありました。基準は特にはないです。何%以上賛成

があったらやるというような、ハッキリとした基準はなく、そういうような形で地元の総意を確認してやった時代もあります。

委員：私は楠なのですが、楠で結構点在している家屋があり、ここに本管を引くとメーターが何百万と掛かるという時に、区域・地域の方が何割以下だったら引きませんというお話を聞いたことがあって質問をしましたが、それはないということだったので、そうなると言ったらやらないといけないかなという風に思います。

委員：アンケートという話は前の委員会が出たと思います。

座長：今回のここも本当に実際にもし引くのなら、全戸使うか聞いてみるのは一つの案かもしれない。本当に引いたけど当初40戸が引くつもりでしたが実は4戸しかなかったとなれば、1300年かかる。それをご意見としては聞いておきたいと思います。次のところに移っても良いですか。

事務局：それでは資料15ページ。次は磯地地区ですが、同じように図面上で見ていただいて分かるように、この黄色のエリアを対象に同じように事業費を算出した結果、ここは経費が309年という形になっております。見ていただくと家屋が点在しているのが一番大きな理由だと思われれます。

次に16ページです。丸尾原(1)は、こちらの黄色の箇所を対象に事業を算出しまして、経費回収年数を出すと181年というところで、ここは先程の日の山と同じで家屋が密集していますが、日の山と同じようにグレーの整備済みに隣接する箇所とは地形的な高低差がございます、同じようにポンプアップもしくは違う方向へ深い管渠を整備する必要があるということで、家屋の軒数に対して事業費が高く経費回収年数が長くなっているという結果になっています。

次に17ページです。拡大する箇所があると言いましたのがIV丸尾原(2)というところ。こちらが127戸で事業費が1億6,600万、経費回収年数は49年ということで、ここは拡大をしていきたいという箇所になっています。

会議冒頭にお話ししました、丸秘と書いたA4の資料と、同じく丸秘と書いたA3図面の2枚があるかと思います。これはまだ精査中なので会議終了後、回収させていただきますが、代表的な4ヶ所をこの説明資料で使わせていただきましたが、今の4ヶ所を足して15ヶ所、全て検討しております。このA4横の黄色、緑、ピンクでいきますとⅠ、Ⅱが先程説明した日の山と磯地（北部）、Ⅲが丸尾原（1）というところで先程の経費回収年数130年、309年、181年ということで、先程の見直し基準でいくと下水道をやめていきたいと検討している地区。逆にⅣ、Ⅴ、Ⅵの丸尾原と吉田については経費回収年数的には42年、77年、44年ということで書いていますが、判定が△で見直して縮小しようと考えています。この理由としては課題のところ用地と書いています。公共下水道を入れる用地に、例えば境界確認並びに権利設定等の問題があって、下水道組合としてはしたくても出来ない箇所となっています。よくあるのが開発とかで不動産業者が道路用地を取得していましたが、その業者が倒産して権利設定等ができない、要は解決ができない、もしくは境界立会ができないということで、土地の所在上不明確なというようなところになっています。今の状態では△で黄色なので見直して落とす地域にしていますが、これにより汚水処理を合併浄化槽に転換するというようにした方がいいのではないかと、現状では考えています。この3ヶ所については地元説明をする上で、この地区にはこういう用地問題で下水管が入られないという説明をして、地元で例えば用地を解決する、取得する、何らかの方策が出来ればやっていきたいと考えています。ただし、その道標ができない場合は逆に区域から削除しておくことによって、浄化槽の上乗せ補助ができますので地元の意見を聞いた上で、区域は見直していこうと考えています。Ⅶの緑で丸尾原と書いているのが、先程のご説明した50年を下回るなので拡大する箇所。残りのⅧから15番のピンクのところは抽出箇所にはあげていませんが同じようにした結果、100年を切るということで100年を指標とするならば事業計画を継続していく区域ということになっています。このような形で残りの箇所についても全部検討した上で、最終的には地元に戻りてきた

いというように考えております。

資料に戻りまして、最後の見直し区域のまとめになっています18ページ。阿知須処理区の見直し区域案としては前段で話した見直し基準でいきますと、この黄色で囲った箇所が6ヶ所ほどございますがここは縮小を検討して、赤で囲った区域は拡大というところで、ポイントとしては令和8年度の10年概成を見据え、経費回収年数などを考慮し、下水道整備が可能な箇所については下水道事業を継続していく、というような形で整理をしていければというように考えております。阿知須処理区の見直しの説明については以上になります。

座長：少し教えて欲しいのは17ページの丸尾原（2）のところですが、これは先程ご説明があった用地が難しいということですよ。用地解決の話ですよ。

事務局：説明資料の方の通し番号と丸秘の資料が一致していませんので、17ページの丸尾原（2）は、用地問題ではありません。用地問題の箇所の詳細図面は添付しておりません。

座長：分かりました。状況としてはこういう感じの状況ですか。ある団地として開発されて、その団地のところがブローカーさんの倒産に伴って名義が。

事務局：丸秘のリストのV丸尾原（3）これが開発業者さんの名義となつてできない。IVの丸尾原（2）これは個人名義の土地があり、下水道を埋設することになかなかご了解がいただけない。それとVI吉田地区。これは下流というか、この地区の最下流のところが登記簿上所有者がないということで、誰に対して下水道管の埋設の許可を得ていくのかという登記上の問題がありまして、この3ヶ所につきましては縮小と。なかなか処理が難しいという風に問題がありまして、今回切り離すような方向で検討しています。

座長：今回地元説明をするときに、地元の方で解決するお手伝いをいただければしますか。

事務局：IV、Vについては何度か地元の方へあたっていますので、事情についてはある程度ご存じかと思えます。あとVIの吉田地区につきましても何度か地元の方に会っています

ので、こちらも薄々事情についてはご了解がされているのかなと考えています。それについてはこの度の説明会できちんと組合の意向をご説明したいと思います。

委員：これだけ区域を区切っておられますが検討の区域をここにした、というのは各地域で理由が整理されているということですよ。誰かがどこかで気付くと思うので、何故ここをAという区域にしたのかというのは、どこかで聞かれると思うので。それぞれ地形的にという話があって、ここまで整備進んでいて残り全部ですよとなれば、それはそれで説明が付きやすいですが。1番最初の日の山というところは代表的ですが、次の磯地というところは北と南とそれぞれ見るとあるので、北と南はどういう根拠で2つに分けているのかというのは、きっと住民説明会をされると聞かれると思うので、そこはそれぞれ個別に色々な説明をされるようにしておかれないとまずいかなと思います。

事務局：承知しました。ちなみに磯地の北部と南部を分けた理由でございますが、そこは黄色と赤のところの境界のところグッと地形が下がってしまっていて、なかなかそこが難しいので。

委員：なるほど。そういった説明をそれぞれしてください。

座長：地元の方はよくわかっていらっしゃると思いますが、できれば先程の日の山の断面を見せてこんな感じになると見せると良いのではないかと思います。説明会のときに。難しさというのも具体的に見せた方が理解は深まるのではないかなと思います。

事務局：先程容易に説明できる資料の用意というお話がありました。他の地区につきましても先程の日の山同様のものを用意して、ビジュアルで地元の方に分かりやすいようなものを用意します。

委員：今ビジュアルで、というお話がありましたがこういう資料でお話するよりも、先にいわゆる漫画でこの会議の流れというか、段差があってできないというところを漫画で住民さんに配ると、皆さんに見ていただけるので先にご理解が深まるのではないかという気がしました。

事務局：どうもありがとうございます。

座長：誰が漫画を描くか、ですよ。

委員：私、一応心当たりがありますので。

委員：皆さんどちらにしても当初の事業計画の中に入れるときに、高いとか低いとか今になってそれを言うかと、どうしても出る話ですよ。やめる、やめないの時には丁寧な説明をせざるを得ないですよ。

事務局：おっしゃる通りです。今になって何を言うかと、恐らく出てくるご意見だろうと。

1番答えにくい質問だと思います。そこは何度も今我々の置かれている立場もきちんと説明をして、分かっていただけるように頑張っていこうかと思います。

委員：あと宜しいですか。質問というか確認ですが、基本的には下水道に全部置き換えた場合の費用で計算していると思いますが、実態としては先程も話がありましたように、浄化槽を設置したからうちは関係ないと思う人もいます。結局はこの見積もりが、例えば日の山だと41戸みんな下水道に接続した場合の試算ですよ。座長が言っておられた実際のところはそうではなくて、数軒しか繋がらないのであればもっと整備ができない。そういう意味でいうとやっぱり本当の意向はどうなのか、というところが1番大きいところで、計画では最大限の金額だが、実態でよく聞いてみるとそもそも引かなくていいやとみんな諦めている地区もあるかもしれない、と色々パターンもあると思うので実態を聞かないと、ここで即断できないかなという気もします。見直しは念頭に入れているけど、本当にその見直しになるのかどうか、住民の反応次第だなという風に思いますがどうですか。

事務局：我々の思いもございませうし、地元の思いもございませうから、そういうものをきちんと我々が把握するのも説明会でございませうので、今後の下水道事業計画最終案を作る前には、きちんとその辺りもご意見を踏まえた上での作成になろうと思ひます。

座長：空き家率も結構気にしていますよね。

事務局：そうですね。図面からだの家がありますが、行ってみたら事実上の屋根が抜けて、壁がないとかですね。生活実態がないとか。こういうこともあろうかと思えます。この辺りは詳しく配慮がいます。

委員：東岐波の日の山の方は、物わがりの言いばかりですよ。

事務局：良い情報ありがとうございます。

座長：では意見としてはこのぐらいかな、と思いますが。事務局宜しいですか。

事務局：そうですね。今ありましたように、あくまでもこれは数字的に判断しただけなので、実際に説明会をして区域を策定するまでに再度用地の調査をしていきます。用地の協力を得られないと出来ないところもありますので。また、厚南で言いますと際波台とか、地元の総意を得ないといけない箇所もございます。その辺りはもう1回局の中でも精査して、最終的な範囲を決めていきたいと思っています。

それでは最後のまとめのページ、19ページ。今後のスケジュールですが、最初にお話しした局のお知らせの中にも書いていた話ですが、令和元年度、今年度ですね。新たな事業計画の素案を作成し、方向性に関する地元説明会を今年度中に開催し、市民のご理解等も得ていきたいというように考えています。今年度中にその素案が固まりますと、来年度は法手続きをやっていきたくて考えております。具体的には都市計画法及び下水道法という法手続きに掛かっていきます。令和3年度に新たな事業計画の施行開始ということで、実際に見直した区域の施行を開始する。いわゆるここで浄化槽の上乗せ補助というものを併せて施行できれば、というように考えております。最終的には国の示す10年概成の期限が令和8年度です。この時点で汚水処理人口普及率の見込みとしては現在95%と試算しています。国も95%を目指しなさいと言っておりますが、宇部市としても今の見直し素案でいった場合では、概ね95%になる見込みになっております。これは前段で話した現在の汚水処理人口普及率91.4%に、東部・西部地区及び阿知須地区の事業を継続するという箇所の現在の人口、且つ8年後の人口減少も鹹味している。また、浄化槽の上乗せ補

助をすることによって、上乗せ補助が9割の方は5割ぐらいの人が転換してもらえるのではないかと。この5割の根拠というのが、平成16年に宇部市で厚東・二俣瀬地区の上乗せ補助、同じように下水を整備すると言ったがやめた箇所があります。その時に5割程度申請があったので、その程度はしていただけるのではないかと。事業計画外で全体計画内については、今も浄化槽の補助金が出ております。そのため、実際の上乗せ補助をしてもそんなに急な転換というのではないだろう、ということで1割程見込んでいます。これは山口県内でいうと周南市が同じように上乗せ補助をした時に、2割ぐらい申請があったというのを鑑みて1割としております。そうしますと、結果的に国の示す95%に到達するだろうという試算をしております。今後のスケジュールについて、説明させていただきました。

座長：何度も言っているように、丁寧な説明というのはすごく重要だと思います。ご意見どうですか、宜しいですか。ではこの方向で進んでいただければと思います。以上で委員会としてはこれで。